

# 求人不受理の対象条項・対象となるケース

## (1) 対象条項（職業安定法施行令第1条）

（※令和4年4月1日時点）

法律	対象条項
労働基準法	【男女同一賃金】第4条、【強制労働の禁止】第5条、【労働条件の明示】第15条第1項及び第3項、【賃金】第24条、第37条第1項及び第4項、【労働時間】第32条、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る）、第141条第3項、【休憩、休日、有給休暇】第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、【年少者】第56条第1項、第61条1項、第62条第1項及び第2項、第63条、【妊産婦関係】第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項 （※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用される場合を含む。
最低賃金法	第4条第1項
労働施策総合推進法	第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む） （※）労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。
職業安定法	【労働条件等の明示】第5条の3第1項、第2項及び第3項【個人情報保護等】第5条の4、第51条【求人の申込み】第5条の5第3項【労働争議】第42条の3において準用する第20条【委託募集】第36条【報酬関係】第39条、第40条
男女雇用機会均等法	第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条及び第13条第1項 （※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用される場合を含む。
育児介護休業法	第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条、第26条及び第52条の4第2項（第52条の5第2項において準用する場合を含む） （※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用される場合を含む。

## (2) 対象となる主なケース（職業安定法施行規則第4条の3）

対象となる主なケース	基本となる不受理期間	
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上の同一条項の違反について是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
労働施策総合推進法、職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定	法違反の是正を求める勧告等に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

# 募集情報等提供について①

労働者の募集を行う者や募集受託者、職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方公共団体、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者からの依頼を受けて、労働者の募集に関する情報を提供する場合

①

②



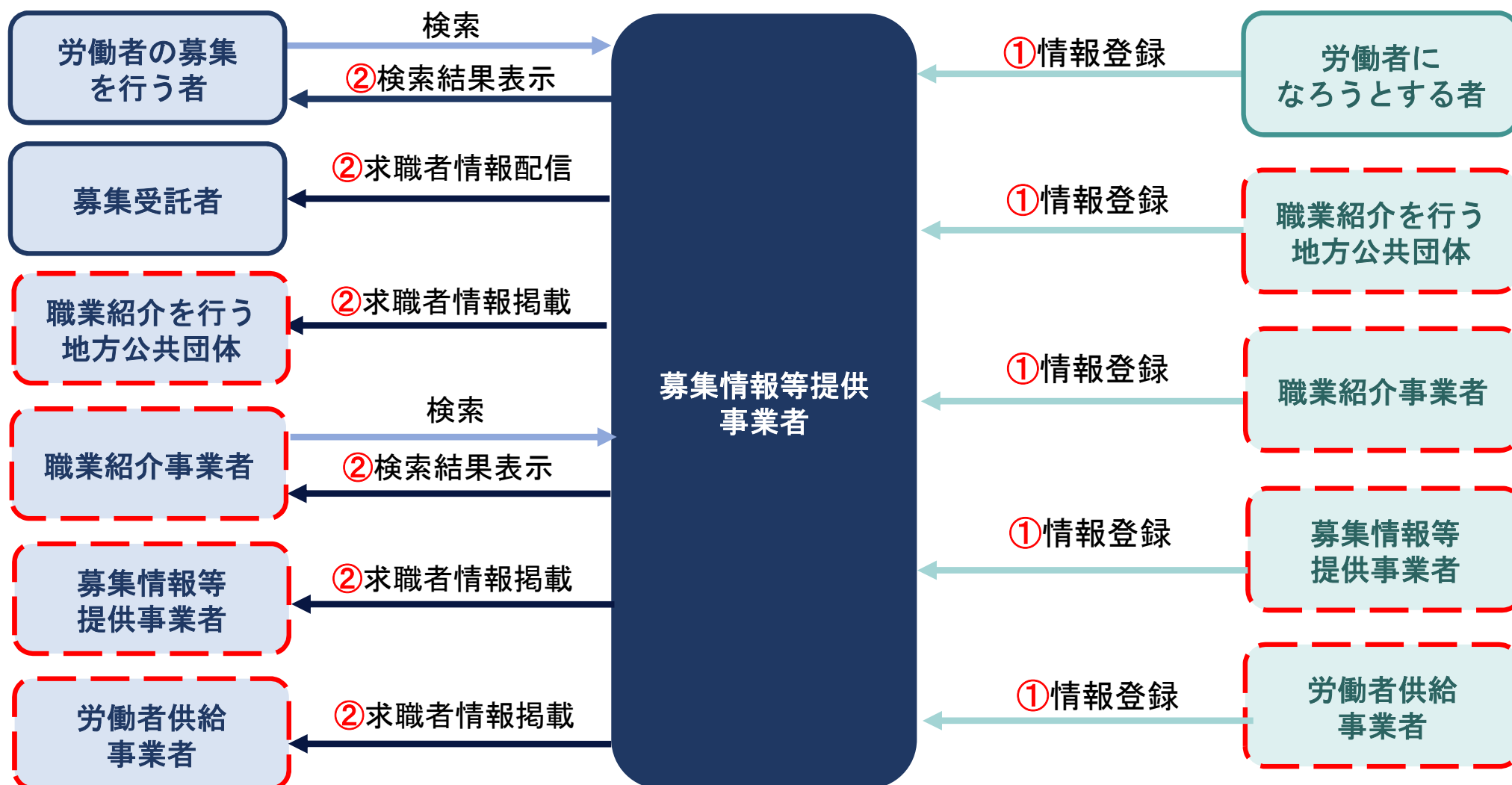
(※) 赤色波線部分は現行の募集情報等提供に該当しないもの。

## 募集情報等提供について②

労働者になろうとする者、職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方公共団体、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者からの依頼を受けて、労働者になろうとする者に関する情報を提供する場合

①

②



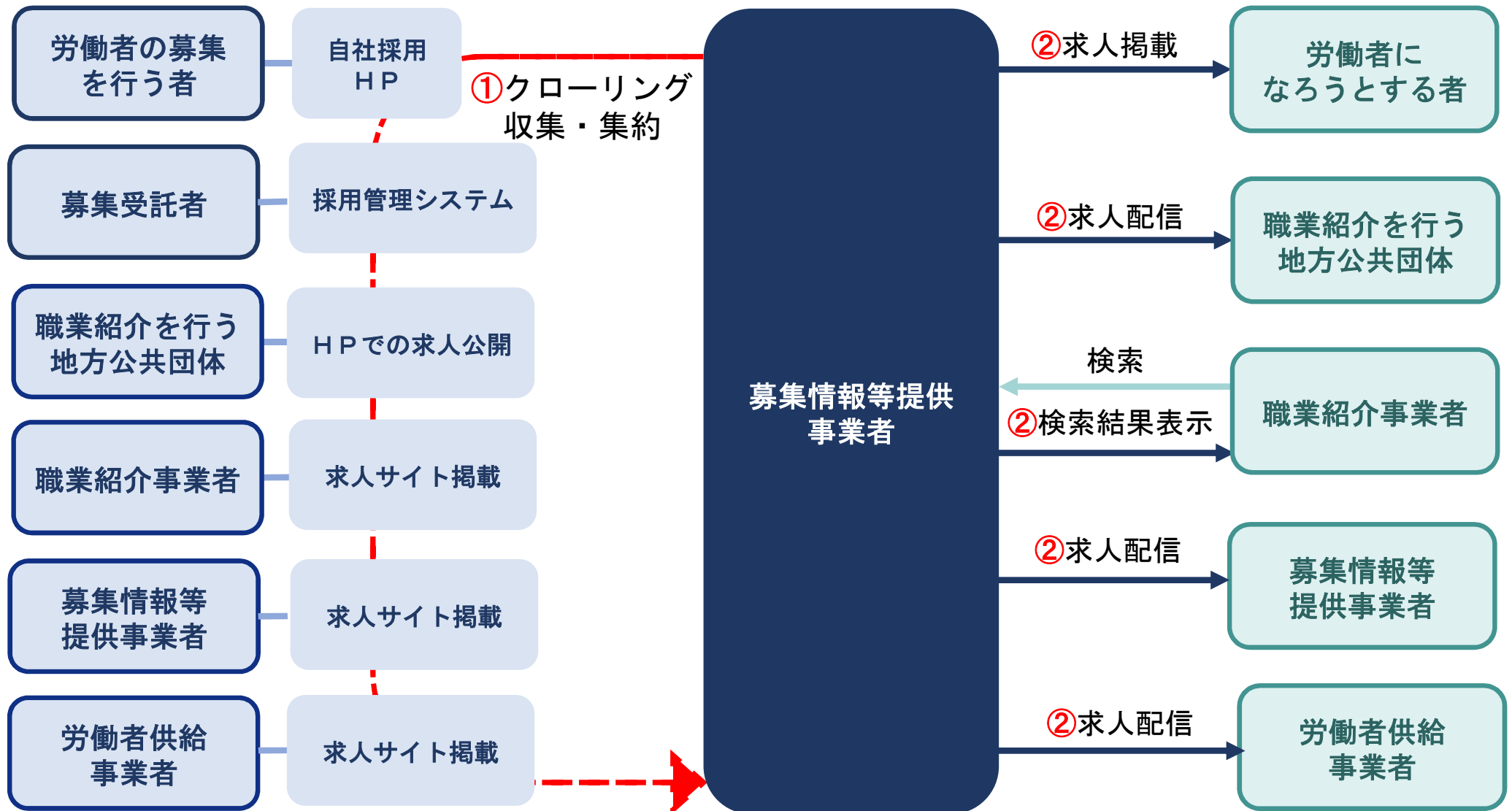
(※) 赤色波線部分は現行の募集情報等提供に該当しないもの。

# 募集情報等提供について③

求人・求職のために、自ら収集した労働者の募集に関する情報を提供する場合

①

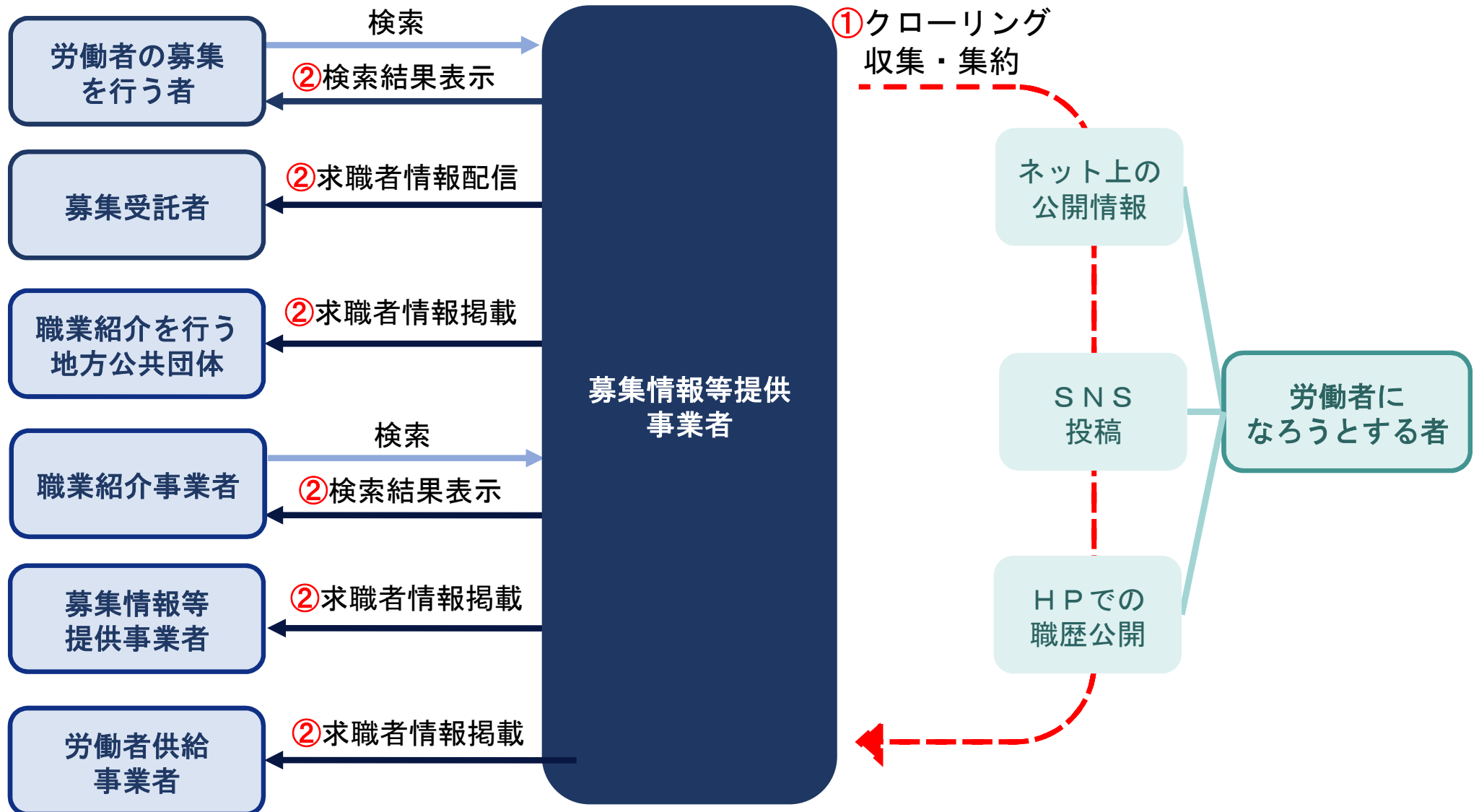
②



(※) 現行の募集情報等提供には該当しない。

# 募集情報等提供について④

求人・求職のために、自ら収集した労働者になろうとする者に関する情報を提供する場合



(※) 現行の募集情報等提供には該当しない。

# リコメン드의例（不明確→募集情報等提供）

## 例1

あなたと同じお仕事に応募した人は、こんなお仕事にも応募しています。是非あわせてご検討ください。

【給与】時給●●円  
【職種】●●●●  
【勤務地】●●  
【勤務時間】●●：●●～●●：●●  
【求人会社】株式会社●●  
【URL】http://-----

サイト上で全件検索が可能な状態とした上で、その一部を配信するもの。

## 例2

当社独自のAIによるあなたのおすすめ求人です。

【給与】時給●●円  
【職種】●●●●  
【勤務地】●●  
【勤務時間】●●：●●～●●：●●  
【求人会社】株式会社●●  
【URL】http://-----

サイト上で全件検索が可能な状態とした上で、その一部を配信するもの。

## 例3

求人サイトの閲覧履歴

IT  
エンジニア

×

製造  
エンジニア

×

放送  
エンジニア

配信中の求人の中で、あなたへのおすすめの求人です。

【給与】時給●●円  
【職種】**エンジニア**  
【求人会社】株式会社●●  
【URL】http://-----

サイト上で全件検索が可能な状態とした上で、その一部を配信するもの。

【従来】「あなたと同じ仕事に応募した人は、こんなお仕事にも」やAI、閲覧履歴に基づくリコメン드가、「あらかじめ明示的に設定された客観的な条件」に該当するかが不明確。

【明確化後】「求職者に応じて加工」していない。

「当該者の判断により選別した情報のみ提供」を行っていない（=サイトで全件検索できる）

→ したがって、職業紹介に該当しないと考えられる。

# リコメン드의例（不明確→職業紹介）

## 例 1

あなたと同じお仕事に応募した人は、こんなお仕事にも応募しています。是非あわせてご検討ください。

【給与】時給●●円

【職種】●●●●

【勤務地】●●

【勤務時間】●●：●●～●●：●●

【求人会社】株式会社●●

求職者が得られる情報は、リコメン  
ドで配信される情報のみ。

## 例 2

当社独自のAIによるあなたのおすすめ求人です。

【給与】時給●●円

【職種】●●●●

【勤務地】●●

【勤務時間】●●：●●～●●：●●

【求人会社】株式会社●●

求職者が得られる情報は、リコメン  
ドで配信される情報のみ。

### 【従来】

「あなたと同じ仕事に応募した人は、こんなお仕事にも」やAIに基づくリコメン  
ドが、「あらかじめ明示的に  
設定された客観的な条件」に該当するかが不明確。

### 【明確化後】

（「あらかじめ明示的に設定された客観的な条件」であるかを問わず）「当該者の判断により選別した情報の  
み提供」（＝サイト等で全件検索できず、リコメン  
ドで配信された情報のみ）しており、職業紹介に該当。

## リコメン드의例（職業紹介に該当→引き続き職業紹介に該当）

例

あなたへのおすすめの求人です。  
この仕事には、~~~~のスキルが必要で、あなたのお持ちの~~~~のスキルが活かされるため、ぴったりのお仕事です。

【給与】時給●●円

【職種】プログラマー

【勤務地】●●

【勤務時間】●●：●●～●●：●●

【求人会社】株式会社●●

【URL】http://-----

【従来】

「あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく」加工を行っており、職業紹介に該当。

【明確化後】

「当該者の判断により、求職者に応じて加工し、提供」しており、職業紹介に該当。